

令和5年度 吹田市立こども発達支援センター 地域支援センター
言語聴覚士（会計年度任用職員）採用候補者試験募集要項

1 募集職種

言語聴覚士

2 採用予定人数

1人

3 受験資格

言語聴覚士資格がある者。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、地方公務員法第60条から63条までに規定する罪を犯し刑に処された者
- 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務内容

こども発達支援センターにおいて、通園児童・外来児童の保護者への言語相談や児童に対して言語聴覚訓練を実施する業務。

また保育所等への訪問において、職員への助言等を実施する業務や、こども発達支援センター内通園施設の行事への参加を命ずることがあります。

5 勤務条件

任用期間	令和5年5月1日～令和6年3月31日まで ※ 次年度以降も任用の必要があり、且つ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月～金曜日のうち週4日。 土、日、国民の祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	9時00分から17時30分まで（実働7時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間外の勤務を命じることがあります。

勤務場所	吹田市立こども発達支援センター 地域支援センター
給与	218,713 円 (地域手当含む)
諸手当	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次休暇を付与します。
社会保険	健康保険 厚生年金 雇用保険 等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象になります。
その他	特定退職金共済制度及び吹田市勤労者福祉共済制度に加入 任用時はすべて条件付きとし、原則として任用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

※ 任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 試験の日時・会場・内容・発表

日 時	令和5年3月25日(土) 午前9時30分から
会 場	吹田市立こども発達支援センター 2階 多目的室 吹田市片山町2丁目11番40号
内 容	作文 クレペリン検査 面接
発 表	令和5年4月7日(金) 吹田市のホームページに、合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者のみ本人宛に通知します。

※ 受験資格のないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申し込みの内容及び受験に関わる書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

※ 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※ 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

7 受験手続

(1) 申し込み先 児童部 こども発達支援センター 地域支援センター
〒564-0082 吹田市片山町2丁目11番40号

(2) 手続方法等

令和5年3月9日(木)から令和5年3月23日(木)までの開庁日の午前9時から午後5時までに、①試験申込書に必要事項を記入し、3か月以内に撮影した写真(正面向きで、本人と確認できるもの)を添付した申込書、②言語聴覚士の資格

証の写しをこども発達支援センターに直接持参してください。

郵送の場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きし、その中に試験申込書等と、404円切手を貼った返信用の定型封筒（23.5 cm×12 cm）に、郵便番号、宛先を明記の上、「簡易書留」と朱書きしたものを同封のうえ、3月23日（木）必着とします。

8 その他

- (1) 試験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、宛先を明記した返信用封筒（定型）（94円切手を貼付）を必ず同封してください。
- (2) 試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。
- (3) 天候等の状況により試験の実施が危惧される場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先 児童部こども発達支援センター 地域支援センター

06-6339-6103